

新潟市北区豊栄地区コミュニティバス管理運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区豊栄地区（編入前の旧豊栄市内をいう。以下同じ。）において、地域コミュニティ構成団体等が研修会又はグループ活動等を行う場合にコミュニティバス（以下「バス」という。）を運行し、その便を図ることにより地域のコミュニティ活動の活性化を図ると共に、地域コミュニティの意見を尊重してその運行を行うことにより自治意識の醸成に寄与することを目的とする。

(バスの配置)

第2条 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成16年新潟市条例第95号）に規定するコミュニティセンターのうち、新潟市葛塚コミュニティセンター、新潟市木崎コミュニティセンター、新潟市岡方コミュニティセンター、新潟市長浦コミュニティセンター及び新潟市早通コミュニティセンターの5コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）にバスを各1台配置するものとする。

(運転の委託)

第3条 バスの運転は、市長が別に委託するものとする。

(経費負担)

第4条 バスの利用に係る経費のうち高速道路料金は、利用者が負担するものとする。

(利用対象者)

第5条 バスの利用対象者は、北区豊栄地区内に活動拠点を置く団体で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校
- (2) コミュニティ団体
- (3) 公共的団体
- (4) 市民活動団体
- (5) その他市長が認める団体

2 前項の規定にかかわらず、北区豊栄地区以外の団体が、北区豊栄地区内で事業を実施し、又は北区豊栄地区内で実施される事業に参加するために利用する場合であって市長が必要と認めるときは利用を許可することができる。

(利用の対象事業)

第6条 バスは、次の各号に掲げる場合に利用できるものとする。

(1) 市が主催、共催又は後援する事業に係る人員の輸送

(2) 市が管理する施設等への送迎で、最寄りの駅又はバス停等への送迎

(利用の申請)

第7条 バスを利用しようとする者は、利用する日の7日前までに、申請書(第1号様式)を提出するものとする。

(利用の許可)

第8条 利用の申請は、バスを配置されたコミュニティセンターを經由し、北区地域総務課で受け付け、許可を行う。

(地域コミュニティの意見の尊重)

第9条 市長は、バスの運行計画などについて地域コミュニティの意見を尊重して行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。